

# 人権方針

セプテーニグループは、ミッションに「ひとりひとりのアントレプレナーシップで世界を元気に」を掲げ、事業・活動を通じた人と産業のエンパワーに取り組んでいます。ミッションの実現に向けて、人権尊重が重要な社会的責任であることを認識し、人権尊重の取り組みを推進します。

## 1 人権尊重の約束

セプテーニグループでは、性別、年齢、国籍、人種、民族、宗教、思想、信条、社会的身分、障がいの有無、性的指向、性自認、性表現などによる差別・ハラスメントを許容しません。また、自らの事業活動において、強制労働および児童労働を禁止し、適切な労働環境の確保に努め、労働者の安全と身体的および精神的健康に配慮し、働きがいの高まる職場環境づくりに努めます。事業に関わるあらゆる人々の人格と個性を尊び、人権を尊重します。

## 2 国際規範や法令の遵守

セプテーニグループでは、事業活動を行うそれぞれの国または地域における人権の関連法令を遵守し、「ビジネスと人権に関する指導原則」、「国際人権章典」、「労働における基本的原則及び権利に関する国際労働機関(ILO)宣言(\*)」などの国際規範を支持し、尊重します。各国または地域の法令と国際規範に乖離がある場合は、可能な限り国際規範を尊重し、国際的な人権尊重の原則を尊重するための方法を追求します。

※ 中核的労働基準である「児童労働の実効的な廃止」、「あらゆる形態の強制労働の禁止」、「雇用及び職業における差別の排除」、「結社の自由及び団体交渉権の効果的な承認」および「安全で健康的な労働環境」の支持・尊重を含みます。

## 3 適用範囲

本方針は、セプテーニグループの全役員と全従業員に適用されます。また、自らの事業活動から影響を受けるすべての人々の人権を尊重し、サプライヤーやビジネスパートナーに対しても、人権に関する国際規範に則り、人権を侵害しないよう求めます。

## 4 人権デュー・ディリジェンス

セプテーニグループでは、「ビジネスと人権に関する指導原則」に即した人権デュー・ディリジェンスの仕組みを構築し、継続的に実施します。人権デュー・ディリジェンスによって人権への負の影響を特定し、その防止および軽減を図ります。

## 5 救済

セプテーニグループは、自らの事業活動が人権に対して負の影響を引き起こす場合、または関与したことが明らかになった、もしくは関与が疑われる場合には、「ビジネスと人権に関する指導原則」をはじめとした国際行動規範に基づいた適切な手続きによってその救済に努めます。

## 6 対話と協議

セプテーニグループは、自社の人権に対する潜在的および実際の負の影響に対応するために、関連するステークホルダーと対話と協議を行っていきます。

## 7 情報開示

セプテーニグループは、本方針に基づく人権尊重の取り組みについて、ウェブサイトなどで開示します。

## 8 責任者

セプテーニグループは、本方針の実行に責任を持つ担当役員を代表取締役 グループ社長執行役員とし、実施状況を監督します。

制定：2024年11月26日